

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	竹原市

# 竹原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 広島県竹原市総務企画部産業振興課  
所在地 広島県竹原市中央五丁目1番35号  
電話番号 0846-22-7745  
FAX番号 0846-22-1113  
メールアドレス sangyo@city.takehara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, シカ, サル, タヌキ, キツネ, ヌートリア, カラス, スズメ, カワウ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	広島県竹原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲 野菜 芋類 果樹	333万円 (2.16ha)
シカ	水稲 野菜 芋類 果樹	93万円 (0.94ha)
サル	野菜 果樹	数値は把握していないが被害実態があり、今後の被害拡大が懸念される
タヌキ, キツネ, ヌートリア	水稲 野菜 果樹	34.6万円 (0.13ha)
カラス, スズメ	水稲 野菜 果樹	889.3万円 (1.16ha)
カワウ	魚類	放流稚魚等の被害のため、被害額は不明

## (2) 被害の傾向

### ①イノシシ（被害発生地域：市内全域，被害発生時期：通年）

市内の全域において、水稻（主には夏から秋）や野菜（通年）を中心に被害が発生している。

また、農地や農業用施設の掘り起こしの被害も深刻であり、農業従事者の耕作意欲を低下させている。さらには、市街地においても出没が増加し、人身被害や生活環境被害が懸念されている。

### ②シカ（被害発生地域：市内全域，被害発生時期：通年）

市内の広範囲にわたり、水稻（春から秋）や野菜（通年）・果樹を中心に被害が発生している。シカの生息域は、年々拡大していることから、今後も被害の増加が予想される。また、市街地周辺での出没も増加している。

### ③サル（被害発生地域：市内の一部，被害発生時期：通年）

市内の一部地域においては、目撃情報や被害報告が続いていることから、定着傾向がみられる。

また、はぐれザルの目撃もあり、今後生息域や被害の拡大が予測される。

### ④タヌキ・キツネ・ヌートリア（被害発生地域：市内全域，被害発生時期：通年）

野菜を中心に水稻・果樹への被害が発生している。年々ヌートリアの被害相談が増加傾向にあることから、生息域の拡大が懸念される。

### ⑤カラス・スズメ（被害発生地域：市内全域 被害発生時期 通年）

カラスによる果樹・野菜の被害，スズメによる水稻の被害を中心に市内の広範囲において被害が発生している。特に沿岸部におけるカラスによるぶどうの被害が深刻である。

### ⑥カワウ（被害発生地域：市内沿岸部 被害時期：通年）

沿岸部においては島しょ部のねぐら・コロニーから来訪しているものと思われる数十羽の群れが確認されており、正確な被害状況は確認できないが、魚類等の水産物に被害が発生しているものと予測される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
イノシシ	333万円(2.16ha)	300万円(1.94ha)
シカ	93万円(0.94ha)	84万円(0.84ha)
サル	集落付近への出没被害	集落付近への出没目撃回数の低減
タヌキ, キツネ, ヌートリア	34.6万円(0.13ha)	32万円(0.1ha)
カラス, スズメ	889.3万円(1.16ha)	667万円(0.87ha)
カワウ	稚魚放流後の被害目撃あり	稚魚放流後の被害目撃回数の低減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①有害鳥獣捕獲報償費 有害鳥獣駆除班(鳥獣被害対策実施隊)及び狩猟免許所持者に捕獲数に対する報償金により、捕獲を推進している。</p> <p>②捕獲柵(箱わな)貸出 市及び有害鳥獣駆除対策協議会の備品である箱わなを被害のあった地域へ貸出しを行っている。</p> <p>③竹原市農林水産業振興事業補助金(有害鳥獣被害防除施設設置事業) 農作物被害を未然に防止するために箱わなの購入に対して補助を行っている。</p> <p>④竹原市農林水産業振興事業補助金(狩猟免許取得奨励事業) 狩猟免許や猟銃所持許可の取得者に対する補助金を設けて、捕獲の担い手育成を図っている。</p>	<p>有害鳥獣駆除班(鳥獣被害対策実施隊)の高齢化が進んでおり、新たな担い手の育成が必要である。</p> <p>捕獲活動に対する財政的支援(報償金)に限界がある。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>①竹原市農林水産業振興事業補助金（有害鳥獣被害防除施設設置事業） 農作物被害を未然に防止するために電気柵やワイヤーメッシュ柵，トタン柵の設置に対して補助を行っている。 ②鳥獣被害防止総合対策事業 国事業によるワイヤーメッシュ柵の貸与事業を行っている。</p>	<p>効果的な被害防止を図るためには，個人での対策だけでなく，集落ぐるみでの対策の実施が必要である。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>①ひろしまの森づくり事業（里山林整備事業） 緩衝帯（バッファゾーン）を整備している。 ②研修会の開催 東広島地域有害鳥獣被害対策広域連携協議会と共催の研修会を開催し，農業者へ鳥獣の習性や被害防止技術，環境改善等に関する知識の普及に務めている。</p>	<p>鳥獣の習性や被害防止技術，環境改善等に関する知識を得る機会をさらに増やす必要がある。</p>

#### （５）今後の取組方針

<p>①防護柵の個人設置を行いながら，大規模柵設置の啓発も行い，より効果的な防護柵設置を推進し，ICT 機器を活用した捕獲の省力化の導入について検討する。</p> <p>②広域的かつ組織的な防除体制の確立を目指す。</p> <p>③農林業従事者へ有害鳥獣の自己防衛知識を深めるための啓発活動を行う。また，研修会への積極的な参加を呼びかける。</p> <p>④新たな捕獲の担い手の確保・育成を図る。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### （１）対象鳥獣の捕獲体制

<p>竹原市有害鳥獣駆除対策協議会において，鳥獣捕獲の担い手として位置づけられた 19 名で構成する有害鳥獣駆除班（鳥獣被害対策実施隊員との重複あり）や個人捕獲を行う狩猟免許所持者，農林業従事者等の連携により，効</p>
--

果的な捕獲活動体制を整備する。

①イノシシ，シカ，サル，タヌキ，キツネ，ヌートリア，カラス，スズメ  
農林業従事者からの被害報告及び対策協議会による予察表に基づき，被害者及び捕獲従事者の連携により防除または捕獲対策を行う。イノシシ及びシカの捕獲にあたり，駆除班（実施隊）員にライフル銃を所持させる場合もある。

有害鳥獣により住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じるおそれがある不測の緊急事態の場合は，市又は警察の指示により，鳥獣被害対策実施隊が主体となって追い払いまたは捕獲措置を行う。

②カワウ

漁業被害の実態把握に努めるとともに，カワウについては行動範囲の広さから広域での対策が必要となるため，広島県カワウ対策協議会（南部ユニット）と連携し，捕獲を含めた被害対策を検討・実施する。

## （２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和４年度	イノシシ，シカ，サル，タヌキ，キツネ，ヌートリア，カラス，スズメ	イノシシ，シカを対象に箱わなの積極的な活用及び猟銃による捕獲を行い，イノシシ，シカによる被害の拡大防止に努め，ICT機器を活用した捕獲の省力化の導入について検討する。 タヌキ，キツネ，ヌートリア，カラス，スズメについては捕獲と併せて，農林業従事者による忌避，威嚇等の追い払いを行うための啓発活動の推進をする。 また，農林業従事者の狩猟免許取得や捕獲の担い手の育成を図るため，新規取得に対して補助金の助成を行う。
	カワウ	漁業被害の実態把握に努めるとともに，広島県カワウ対策協議会（南部ユニット）で連携し，捕獲を含めた被害対策を検討・実施する。
令和５年度	同上	同上
令和６年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>広島県鳥獣保護管理事業計画及び第2種特定鳥獣管理計画を踏まえ、被害状況や過去の捕獲頭数を勘案して数値を設定する。</p> <p>イノシシ、シカについては、依然被害が大きく、生息域の拡大や生活環境被害等が懸念されることから積極的な捕獲を推進する。</p> <p>タヌキ、キツネ、ヌートリアについては、農作物の被害は横ばいであるが、被害相談が増加傾向にあるため、継続して捕獲に取り組む。</p> <p>カラス、スズメについては、年により被害の多寡はあるが、高収益作物が被害を受けることも多いため、継続して捕獲に取り組む。</p> <p>サル、カワウについては、効果的な被害防止策を検討し、捕獲については必要に応じて実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	610頭 (R2 685頭)	630頭	630頭
シカ	360頭 (R2 439頭)	400頭	400頭
サル	5頭 (R2 0頭)	5頭	5頭
タヌキ, キツネ, ヌートリア	80頭 (R2 54頭)	80頭	80頭
カラス, スズメ	60羽 (R2 26羽)	60羽	60羽
カワウ	10羽 (R2 0羽)	10羽	10羽

捕獲等の取組内容
<p>駆除班（実施隊）による銃器・わな（箱わな、囲いわな）による有害鳥獣捕獲を行う。銃器による捕獲活動は、農林水産業従事者と連携し、被害状況の把握に努め、効果のある捕獲活動を行う。わなによる捕獲予定場所は、関係者と協議し、効果的と考えられる場所へ設置する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>イノシシ・シカ等大型の鳥獣の捕獲については、半矢を防ぎ、より確実な捕獲を行うため、場合によっては射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を</p>

使用する必要がある。実施予定時期は、4月1日から3月31日とし、区域は市内全域（銃器使用可能場所）とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し	無し（権限移譲済）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ, シカ	電気柵 20箇所 4,000m	電気柵 20箇所 4,000m	電気柵 20箇所 4,000m
	ワイヤーメッシュ柵 3,600m (内交付金)	ワイヤーメッシュ柵 3,600m (内交付金)	ワイヤーメッシュ柵 3,600m (内交付金)
	600m	600m	600m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ, シカ, サル, タヌキ, キツネ, ヌートリア, カラス, スズメ	侵入防止柵の維持管理方法や、効果的な被害防止対策を普及させるためのモデル園の設置を行い、被害防止対策の正しい知識の普及啓発を継続して実施する	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ, シカ	鳥獣を引き寄せないための環境改善対策（緩衝帯（バッファゾーン）の設置）等を実施する。
令和5年度	イノシシ, シカ	同上



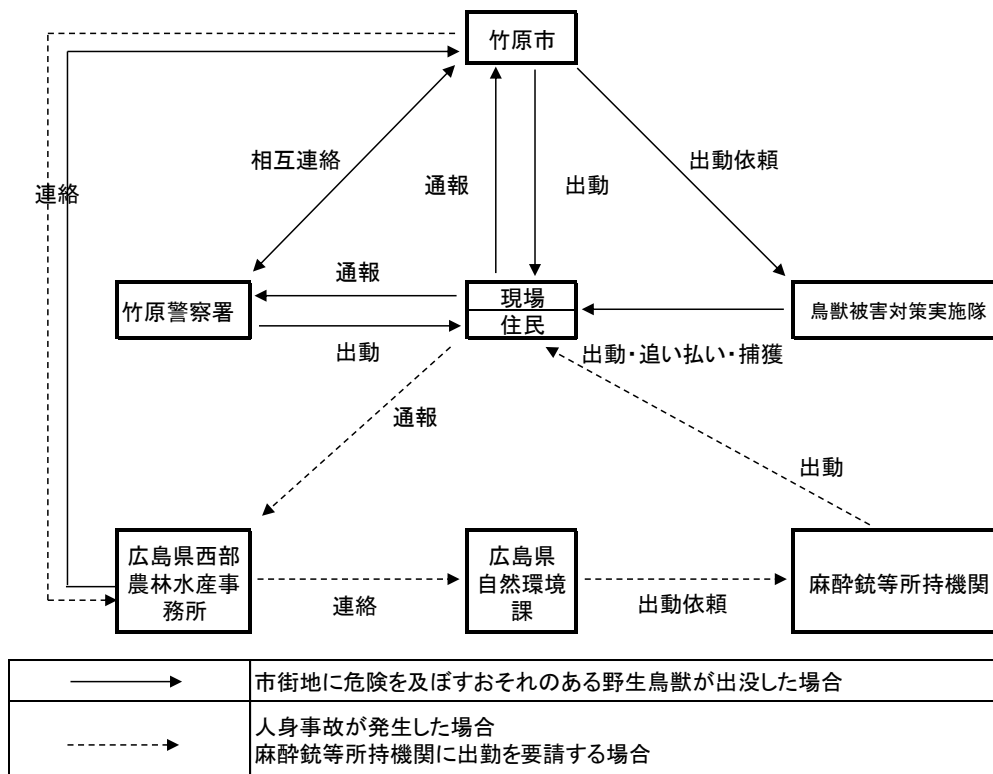
令和6年度	イノシシ, シカ	同上
-------	-------------	----

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
竹原市総務企画部産業振興課	駆除班（実施隊）への指示。関係機関との連絡調整。出没情報等の広報。
竹原警察署	住民の安全確保。危険防止のために必要な措置。
広島県西部農林水産事務所 広島県自然環境課 麻醉銃等所持機関	はぐれサルやツキノワグマに対する麻醉薬の使用等，必要に応じて協議。
竹原市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲及び追払い。

(2) 緊急時の連絡体制



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、環境に配慮し原則として適切に埋設処理を行うこととする。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ及びシカについては、関係機関等と連携し、地域資源としての有効利用方法を検討する。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上

### (2) 処理加工施設の取組

地域及び関係機関等と連携し、処理加工施設の導入について検討を行う。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

地域及び関係機関等と連携し、処理加工施設の人材育成について検討を行う。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	竹原市有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
竹原市総務企画部 産業振興課	事務局
竹原市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供や有害鳥獣捕獲の実施及び捕獲した鳥獣の利用方法等について助言
三原農業協同組合	被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知
竹原市農業委員会	被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知
広島県農業共済組合 東広島支所	被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知
尾三地方森林組合	被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知

芸南漁業協同組合	被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知
鳥獣保護管理員	鳥獣の専門知識に関する助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東広島市，三原市，大崎上島町	市郡境での捕獲活動や鳥獣の出没等に関する協議連絡
広島県西部農林水産事務所	鳥獣被害対策の助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣の捕獲及び侵入防止柵設置等，被害防止対策の適切な実施を目的に，平成24年3月29日に市職員による鳥獣被害対策実施隊を設置。平成25年4月1日より効果的な捕獲体制の構築のため，猟友会から選出された駆除班の中から民間隊員を任命し，令和3年4月1日現在，19名の民間隊員がいる。隊員は市からの要請に応じて，有害鳥獣の捕獲や鳥獣の市街地への出没等の緊急事態への対応等を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害対策プログラムによる研修会を受講し，市担当者や集落リーダーを養成する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関や地元農林水産業従事者等と有害鳥獣による被害の情報共有を図り，効果的な捕獲と防除を目指す。また，被害のある各地域において広域的かつ組織的な被害防止対策を実施する。